

# 14 狩 猟 税 表

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	144	2,318
		① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
		② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
		③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	1	8
		④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	6	49
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	137	2,261
		所得割額の納付を要しない者	-	12	132
		⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
		⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
		⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	0	0
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	0	0	
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	12	132	
	課税免除	-	1,206		
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	1,206		
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-			
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	1	8
		⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
		⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
		⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
		⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
		所得割額の納付を要しない者	-	0	0
		⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
		⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの		5,500円×1/2	0	0	
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの		5,500円×1/2	0	0	
㉒ 上記に該当しないもの		5,500円	0	0	
課税免除		-	40		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの		-	40		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0			

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)		
狩 猟 税	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	92	705	
		㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0	
		㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0	
		㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4	
		㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	11	45	
		㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	80	656	
		所得割額の納付を要しない者	-	8	44	
		㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0	
		㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0	
		㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0	
		㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0	
		㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	8	44	
		課税免除	-	902		
		㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	902		
	㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0			
	関 係	第二種銃猟免許登録	-	34	99	
			㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
			㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
			㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	16	
			㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-		
			㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
			㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
			㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	18	99
	① ～ ㊸ の 合 計		-	2,439	3,306	

(注) この表は、令和4年度において課税されたものについて、年度末現在で掲載した。